

# 学生等本人の進学に伴う離職により世帯年収の減収が見込まれる 場合の給付奨学金に関する特例措置について

(2021年度大学等在学採用(家計急変含む)の給付奨学金にお申込みの方)

独立行政法人日本学生支援機構

本機構の給付奨学金をお申込みいただき、ありがとうございます。

給付奨学金の収入基準については、学生等本人及び生計維持者の住民税情報により判定を行います。

その際、給付奨学金の支援区分の認定のための支給額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定しますが、学生等本人が確認大学等(給付奨学金の支給を受けられることが国等から認められた大学等)へ進学する前年度(2020年度)の住民税は離職前の収入を含めた年収を基に課されるため、これを基に支給額算定基準額を算定すれば、学生等本人が進学するために離職することにより世帯収入の減少が見込まれる場合に、実態との乖離が生じることになります。

このため、確認大学等へ進学した日の前1年以内に離職した学生等本人の所得を選考に算入しない特例措置を適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該特例措置の適用を受けても、生計維持者の所得の状況により支援対象とならない場合があります。

## 1. 特例措置適用の対象となる方

以下、**(1)～(3)の全てに該当する学生等本人を対象**とします。

(1) 2021年度大学等在学採用において給付奨学金に申し込まれる方

(※) 家計急変に申し込まれる方も対象です。

(2) 2021年度春に確認大学等へ入学し、かつ入学した日の前1年以内に離職した学生等本人。

(注1) 2021年度秋に確認大学等へ入学する場合、秋入学する日の前1年以内に離職する場合も対象となります。

(注2) 確認大学等のうち、短期大学または高等専門学校の専攻科へ入学した学生等本人も対象となります。但し、本科を卒業後、専攻科へ入学するまでに1年を経過した場合は対象外です。

(注3) 確認大学等へ再入学した方は、支援要件(※)を満たした場合のみ対象となります。

(※) 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から確認大学等へ再入学した日まで  
の期間が2年を経過しておらず、かつ再入学するまでに給付奨学金の支給を受けていないこと

(注4) 確認大学等へ編入学、転学、復籍した方は対象外です。

(3) 2020年度(2019年1月～12月分)の住民税が課税されている学生等本人。

(注) 2021年度秋に確認大学等へ入学する場合、2021年度(2020年1月～12月分)の住民税が課税されている  
場合に対象となります。

## 2. 申込方法

本機構のホームページに掲載している「進学前離職の特例措置に係る申請書」をダウンロードし、必要項目をすべて記入のうえ、併せて以下の**(1)～(3)の書類のいずれかを在籍する学校に提出**してください。

(1) 会社発行の離職(退職)証明書(原本)

(2) 雇用保険被保険者離職票(写し)、または雇用保険受給資格者証(写し)

(3) 退職日(離職)の記載がある源泉徴収票(写し)

### ◆ホームページ掲載場所◆

ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度(給付型) >

申込方法 > 【2021年度大学等在学採用の給付奨学金にお申込みの学生等対象】

学生等本人の進学に伴う離職により世帯年収の減収が見込まれる場合の特例措置について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/shingakumaerisyoku.html>



## 3. 書類提出期限

在籍する学校に確認してください。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

日本学生支援機構 奨学金相談センター(ナビダイヤル)

電話: 0570-666-301(平日 9時00分～20時00分)